

**2030赤穂市総合計画**

# **資料編**





1955年(昭和30年)ごろの高雄大避神社参道



2020年(令和2年)現在

## 赤穂市総合計画策定経過の概要

年月日	項目	備考	
2018年 (平成30年)	5月 8日	赤穂未来創造委員会の設置	
	8月 2日	第1回赤穂未来創造委員会(全体会)	会長・副会長の選任ほか
	9月25日	第1回赤穂未来創造委員会(教育・文化・経済部会)	意見・提案を討議
	9月27日	第1回赤穂未来創造委員会(福祉・環境・安心部会)	意見・提案を討議
	11月15日	第2回赤穂未来創造委員会(福祉・環境・安心部会)	意見集約
	11月22日	第2回赤穂未来創造委員会(教育・文化・経済部会)	意見集約
2019年 (平成31年)	2月12日	第2回赤穂未来創造委員会(全体会)	提言(案)の検討
	3月 5日	赤穂未来創造委員会より提言書を市長へ提出	次期総合計画策定に向けての提言書
	4月17日	総合計画策定研究委員会の設置	
2019年 (令和元年)	5月16日	第1回総合計画策定研究委員会	協議事項について協議
	6月13日	第2回総合計画策定研究委員会	各種アンケートについて協議
	7月 3日 ~8月16日	市民等意識調査実施	1 全世帯市民アンケート 2 大学生アンケート 3 中学生アンケート 4 転出者アンケート 5 転入者アンケート
	7月 4日	第3回総合計画策定研究委員会	基本構想(案)について協議
	7月24日	高校生ワークショップ	赤穂高等学校生徒25名参加
	9月 4日	第1回まちづくりワークショップ	市民45名参加
	9月26日	第2回まちづくりワークショップ	市民35名参加
	10月 8日	第3回まちづくりワークショップ	市民31名参加
	10月29日	第4回まちづくりワークショップ	市民39名参加
	11月22日	第4回総合計画策定研究委員会	基本構想(案)について協議
	11月29日	第5回総合計画策定研究委員会	基本構想(案)について協議
	12月20日	政策会議	基本構想(案)の審議

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

赤穂市総合計画策定経過の概要



まちづくりワークショップ

年月日	項目	備考
1月 9日	第6回総合計画策定研究委員会	報告書について協議
1月23日	第5回まちづくりワークショップ	市民35名参加
3月30日	赤穂市議会より意見書を市長へ提出	2030赤穂市総合計画基本構想(案)に対する意見書
5月 7日	第1回赤穂市総合計画審議会(全体会) (書面による開催)	1 会長・副会長の互選 2 部会の設置 3 部会長の互選
5月14日	市長より赤穂市総合計画審議会へ諮問	2030赤穂市総合計画の策定について
6月 4日	第1回赤穂市総合計画審議会(第2部会)	1 序論(案)の審議 2 基本構想(案)の審議 3 基本計画(案)の審議
6月 5日	第1回赤穂市総合計画審議会(第1部会)	1 序論(案)の審議 2 基本構想(案)の審議 3 基本計画(案)の審議
6月11日	第2回赤穂市総合計画審議会(第2部会)	基本計画(案)の審議
6月12日	第2回赤穂市総合計画審議会(第1部会)	基本計画(案)の審議
6月19日	第1回赤穂市総合計画審議会正副会長・部会長会	全体の意見集約、パブリックコメント(案)について協議
6月20日	第2回赤穂市総合計画審議会(全体会)	パブリックコメント(案)の審議
7月 3日 ~8月 3日	パブリックコメントの実施	
7月30日	第2回赤穂市総合計画審議会正副会長・部会長会	答申(案)について協議
8月18日	第3回赤穂市総合計画審議会(全体会)	答申(案)の審議
8月21日	赤穂市総合計画審議会より市長へ答申	
9月 4日	赤穂市総合計画を市議会へ提案	
9月 7日	総合計画特別委員会の設置	正副委員長の互選、審査日程
10月 6日	総合計画特別委員会	基本構想の審議
10月13日	総合計画特別委員会	基本計画の審議
10月20日	総合計画特別委員会	基本計画の審議
10月27日	総合計画特別委員会	総括事項のとりまとめ
11月 4日	総合計画特別委員会	審議の総括
11月24日	赤穂市総合計画が市議会の一部修正可決	



総合計画審議会

## 赤穂市総合計画審議会への諮問

赤企画第1015号  
令和2年5月14日

赤穂市総合計画審議会会長 様

赤穂市長 牟禮正稔 ㊟

### 2030赤穂市総合計画の策定について（諮問）

赤穂市総合計画審議会規則第2条の規定に基づき、「2030赤穂市総合計画（案）」について、貴会の審議を求める。

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

赤穂市総合計画審議会への諮問

## 赤穂市総合計画審議会からの答申

令和2年8月21日

赤穂市長 牟禮正稔様

赤穂市総合計画審議会

会長 加藤 明 ㊟

### 2030赤穂市総合計画の策定について（答申）

令和2年5月14日付、赤企画第1015号により諮問のありました標記について、本審議会では慎重に審議を重ねた結果、別冊「2030赤穂市総合計画（案）」のとおりまとめましたので答申します。

なお、別添「赤穂市総合計画審議会における主要意見」は、本計画の推進において特に配慮すべき点として、本審議会の総意としてまとめたものであり、施策の実施にあたっては尊重されたい。



別冊「2030赤穂市総合計画（案）」（省略）

別添

## 赤穂市総合計画審議会における主要意見

### 1. 総括意見

- (1) 審議会の審議過程で出された意見及び2030赤穂市総合計画（以下「本計画」という。）策定過程において提出された市民からの意見を十分尊重されたい。
- (2) 人口減少が急速に進む中で、2030年（令和12年）における赤穂市の人口を42,000人とする目標を達成させるため、市民にとって幸福感のあるまちづくりが重要であることにも留意の上、市民や関係者等とともに危機意識を持って、本計画に基づく各種施策の展開を図られたい。
- (3) 例えば、子育て支援であれば、子どもを持つ意思のない人、子どもを産みたくても産めない人等も念頭に置いて支援にあたるなど、各施策の推進においては、行政、関係機関とも、多様性を受け入れる寛容性を持つことで、お互いに支え合い尊重し合える共生社会を実現させられたい。
- (4) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が示されたが、今後、テレワークやオンライン学習等のさらなる進展が想定されるなど、新たな発想と柔軟な対応で、本計画に掲げる各施策の推進を図られたい。
- (5) 本計画の趣旨及び内容を市民にわかりやすく情報提供するとともに、理解と納得が得られるように努められたい。なお、市の職員にあっては、常に法令遵守と倫理保持に努め、市民から協働のパートナーとしての信頼が損なわれることがないよう、全体の奉仕者として公正・公平な行政の推進に努められたい。

## 2. 個別意見

### (1) 人口減少抑制対策について

ア 生産年齢人口の増加対策は、人口減少の抑制に効果的であると考えられるため、定住支援とともに、若者の雇用確保など戦略的な施策に取り組まれない。

イ 新型コロナウイルス感染拡大により、地方移住への関心が高まっており、今後、在宅勤務や休暇先での就業などのさらなる進展が想定される。

この状況に即し、国が地方創生のポイントとして示すリモートワークを応用した定住支援策として、個人への空き家活用支援や企業へのサテライトオフィス開設支援、育児と就業との両立支援等、各種取組を推進されたい。

### (2) IoT、SNSの活用について

新型コロナウイルス対策とは別に、これからの社会は、IoTやSNSの普及は大いに推進すべきである。一方、情報格差の解消や情報モラル尊重の啓発に努め、思いやりのある「協働」のまちづくりを推進されたい。

### (3) 地域の人材育成について

さまざまな局面、取組、組織等における地域の人材育成について、誰もがリーダーになり得る環境の整備を推進されたい。

### (4) 地域活力の維持について

ア 赤穂市の各地区の歴史が、赤穂市全体の沿革を構成していることを再認識した上で、それぞれの歴史文化を市民の間で共有することができる取組を推進されたい。

イ 今後の人口減少・少子高齢化社会による地域活動のあり方にも目を向け、まちづくり活動を支援されたい。

ウ 高齢ドライバーは、市街地を離れるほど車を手放せなくなるため、是非、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に向けた取組を検討されたい。

エ 文化活動の支援・育成の充実を図られたい。

### (5) 自然環境の保全について

ア 自然環境の保全にあたっては、人間本位の視点ではない、自然との共生を図る考え方で取り組まれない。



イ 環境学習は、子どもから大人までを対象に、さらなる推進を図られたい。

#### (6) 多文化交流について

ア 文化・スポーツ等において、先人の努力により築いてきた交流の成果を無駄にすることなく、新たな交流に取り組まれたい。

イ 赤穂産の農水産物や工業製品等を必要とする地域・自治体・国とのマッチングにより広域交流の活性化を図るなど、グローバル化の推進に取り組まれたい。

#### (7) 地域医療について

医療サービスの充実が急務である。特に、市民病院については、地域の中核病院としてより適切な医療を受けることができるとともに、産科医師の確保など診療体制の一層の充実に努められたい。

#### (8) 産業活性化について

ア 引き続き企業誘致に努められるとともに、起業家を育成することやテレワークできる環境を整え、都市部の人を呼び込むことなども検討されたい。

イ 市内企業が新たな設備投資や雇用の確保が図られるよう、企業留置を推進されたい。

ウ 全国でもまれな二つの日本遺産を前面に出した観光事業の取組を展開されたい。

#### (9) 福祉施策と就労施策の融合について

高齢者の生きがいづくりや引きこもりの解決策として、農業と福祉の連携に取り組まれたい。

#### (10) 生涯学習について

公民館等の講座を超えた、リカレント教育など、より本格的な学習の機会について、関西福祉大学との連携も含め検討されたい。

#### (11) 行財政運営等について

人口減少・少子高齢化、安心・安全の確保、環境問題および住民ニーズの多様等は、相互に深く関連した事象であることも考慮しつつ、ごみ袋の有料化等による歳入確保、補助金の全面的な見直し等による歳出削減など、行財政改革の推進により、健全な財政運営に努められたい。

## 赤穂市総合計画審議会委員名簿

役職	委員名	選出区分	備考
会長	加藤 明	関西福祉大学	第1部会
副会長	亀井 義明	赤穂市自治会連合会	第2部会
第1部会 部会長	(加藤 明)	関西福祉大学	第1部会
委員	一瀬 貴子	関西福祉大学	//
	酒井 増二	赤穂市自治会連合会	//
	水野 亮	赤穂市社会福祉協議会	//
	中村 隆彦	赤穂市医師会	//
	福本 俊弘	赤穂市老人クラブ連合会	//
	鷹 ころろ	赤穂市PTA連合会	//
	眞殿としみ	赤穂市女性団体懇話会	//
	岩崎由美子	赤穂市地域活動連絡協議会	//
	勝原 建夫	公募	//
	小河 尚子	公募	//
第2部会 部会長	三木 澄代	関西福祉大学	第2部会
委員	平林 恵美	関西福祉大学	//
	三浦 麻子	市政特別アドバイザー	//
	(亀井 義明)	赤穂市自治会連合会	//
	目木 敏彦	赤穂商工会議所	//
	尾城 大介	兵庫西農業協同組合	//
	平田 一典	赤穂市漁業協同組合	//
	安田 哲	赤穂観光協会	//
	寺岡里江子	赤穂青年会議所	//
	川西 沙紀	公募	//
	水野香保里	公募	//

序論

基本構想

基本計画

資料編

赤穂市総合計画審議会委員名簿

## 赤穂未来創造委員会委員名簿

会 長(福祉・環境・安心部会長)中 村 剛  
副会長(教育・文化・経済部会長)金 沢 緑

福祉・環境・安心部会		教育・文化・経済部会	
中村 剛	関西福祉大学	金沢 緑	関西福祉大学
堀 理江	関西福祉大学	小川 温子	関西福祉大学
矢野 善章	元赤穂市民病院事務局長	寺田 榮治	元みなと銀行執行役員
島田 裕弘	赤穂市自治会連合会	目木 敏明	赤穂市自治会連合会
大田 秀美	赤穂市女性団体懇話会	川本 哲也	赤穂市PTA連合会
岩崎由美子	赤穂市地域活動連絡協議会	元岡 明	赤穂市文化協会
小寺 康雄	赤穂市社会福祉協議会	内藤 茂男	赤穂市体育協会
福本 俊弘	赤穂市老人クラブ連合会	大木 善夫	赤穂商工会議所
岩谷 直樹	赤穂市医師会	山本 真一	赤穂青年会議所
井上 昭彦	連合兵庫西播磨地域協議会 赤穂地区連絡会	安田 哲	赤穂観光協会
寺内 まみ	公募		
勝原 建夫	公募		

## 2030赤穂市総合計画の施策とSDGsとの関係性について

### ①SDGsの概要と意義

○SDGs(エスディーゼズ)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、2030年(令和12年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。

○2015年(平成27年)までを期限としていた発展途上国向けの開発目標MDGs(ミレニアム開発目標)の後続として採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴールおよび細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

○わが国においては、2016年(平成28年)5月に政府内にSDGs推進本部を設置、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針等の策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。

○2017年(平成29年)12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても、地方でのSDGsの推進が地方創生に資するとして、SDGsを行政・民間事業者・住民等の異なるステークホルダー間における共通言語として活用することにより、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能であると示しています。

### ②SDGsと2030赤穂市総合計画

○2030赤穂市総合計画においては、「人」・「地域」・「団体」が一体となり、将来像である「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」の実現に向けて、「安心」・「快適」・「元気」・「人」からなる4つの柱のもと、10の政策とそれに基づく27の施策に取り組みます。

○2030赤穂市総合計画で取り組む方向性は、国際社会全体の開発目標であるSDGsとスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であることから、2030赤穂市総合計画の推進を図ることで、SDGsの目標達成に貢献できるものと考えます。

(※2030赤穂市総合計画とSDGsの関係性は114～115ページの一覧表に示しています。)

## ▼SDGsの17の目標とその内容

<p><b>1</b> 貧困をなくそう</p> 	<p><b>貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ</p>	<p><b>10</b> 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p><b>人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の不平等を是正する</p>
<p><b>2</b> 飢餓をゼロに</p> 	<p><b>飢餓をゼロに</b> 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する</p>	<p><b>11</b> 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>
<p><b>3</b> すべての人に健康と福祉を</p> 	<p><b>すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p><b>12</b> つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p><b>4</b> 質の高い教育をみんなに</p> 	<p><b>質の高い教育をみんなに</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p><b>13</b> 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>
<p><b>5</b> ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p><b>ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る</p>	<p><b>14</b> 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>海の豊かさを守ろう</b> 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p><b>6</b> 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p><b>安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>	<p><b>15</b> 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>陸の豊かさを守ろう</b> 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>
<p><b>7</b> エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p><b>16</b> 平和と公正をすべての人に</p> 	<p><b>平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
<p><b>8</b> 働きがいも経済成長も</p> 	<p><b>働きがいも経済成長も</b> すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する</p>	<p><b>17</b> パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p><b>パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p><b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>		



## ▼SDGsの17の目標と自治体行政の関係（UCLG）

目標(Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができますよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R※1の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>自治体は公的／民間セクター、住民、NGO／NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典:UCLG(United Cities and Local Governments)、「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標) -導入のためのガイドライン-(2018年(平成30年)3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)

※1 3R…Reduce(リデュース:減らす=排出抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの。

## ▼2030赤穂市総合計画とSDGs 17のゴールの関係性

○次の表は、行政(2030赤穂市総合計画の施策)とSDGs(17のゴール)の一般的な関係性を示したものです。

将来像実現に向けた4つの柱		政策	施策番号	1 貧困をなくそう	2 健全なエネルギー	3 気候変動に具体的な対策を
安心	誰もが健やかに暮らせる 安心と安全のまちづくり	誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	①	●	●	
			②	●	●	●
			③	●	●	
			④	●		
			⑤	●	●	●
		健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	⑥		●	●
			⑦	●	●	●
			⑧	●		●
				⑨	●	
			⑩			
快適	自然環境と都市環境とが調和した 住みやすいまちづくり	快適で魅力ある都市空間の形成	⑪		●	
			⑫	●		
			⑬			
		自然環境の保全と住環境の充実	⑭		●	●
			⑮	●		
元気	産業と地域資源を活かした 魅力あふれるまちづくり	活力とにぎわいのある地域産業の振興	⑯		●	
			⑰	●		●
		さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	⑱			
			⑲			
			⑳			
人	歴史と文化が息づく 人とコミュニティを育むまちづくり	次代を担う人材を育てる教育の推進	㉑	●	●	●
			㉒	●		●
		歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	㉓			●
			㉔	●		
			㉕			
		㉖				
		市民と協働する市政運営の推進	㉗	●		

※●印は、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)が示して

SDGsのゴール

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
●				●		●	●						●
●	●			●		●		●				●	●
●				●		●	●	●				●	●
	●					●						●	●
				●		●	●						●
							●		●				●
							●		●				●
●	●						●					●	●
					●		●	●		●			●
					●		●		●				●
		●	●		●		●	●	●	●	●		●
							●	●	●				●
●		●		●	●	●	●	●		●			●
●				●	●	●							●
				●			●	●		●			●
●	●					●		●	●	●	●	●	●
●	●			●		●						●	●
●					●	●		●					●
●	●			●		●	●					●	●
●				●			●						●
						●	●					●	●
●	●					●	●					●	●

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

2030 赤穂市総合計画の施策とSDGsとの関係性について

いる「自治体行政の果たし得る役割」の考え方を参考にSDGsの169のターゲット・指標に沿って落とし込んでいます。

## 用語の解説

### あ行

#### I o T

Internet of Thingsの略語。家電、自動車などさまざまなモノに通信機能を搭載して、インターネットに接続・連携させる技術のこと。

#### I C T

Information and Communication Technologyの略語。情報通信技術の意味を表し、インターネット等の通信とコンピューターとを駆使する情報技術のこと。

#### R P A

Robotic Process Automationの略語。パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが、デスクワーク(主に定型作業)を代行・自動化する概念のこと。

#### アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校等への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組のこと。

#### アクセス

接続、つながり。

#### インフラ

インフラストラクチャーの略語。産業や生活の基盤として整備される施設のこと。

#### A I

Artificial Intelligenceの略語。学習・推理・判断などの人間が行っている知的な作業をコンピューター上で人工的に実現する技術。一般的に人工知能と呼ばれている。

#### エンジンバラ産後うつ病質問票

1987年(昭和62年)に英国で開発された自己記入式の質問票で、産後うつ病のリスクを計る指標の一つとして国内外で最も広く使用されている。

#### S N S

Social Networking Serviceの略語。共通の趣味等を持つ人たちとの交流を目的としたインターネット上のサービスの総称のこと。投稿者(人や企業)がインターネット上に情報を掲載することにより、その内容に興味のある人が容易に情報を得ることができる。

#### N P O

Non Profit Organizationの略語。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っているボランティア団体や市民活動団体などの民間非営利組織のこと。

#### オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータで、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

## 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある、大気中の二酸化炭素やメタンなどのガス。

## か行

### 介護予防リーダー

地域において、自主グループ活動などを通じ、介護予防活動を推進するボランティア。

### GIGAスクール構想

Global and Innovation Gateway for Allの略語。義務教育の児童生徒1人1台端末、および高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

### 救急輪番体制

各市や郡単位等の地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院(一部有床診療所)が日を決めて順番に担当する救急体制。

### 業務継続

大規模災害の発生により、市役所機能が低下する中であっても、市民生活への影響を最小限とするよう、災害対応業務のほか、必要な行政サービスを可能な限り維持していくこと。

### クラウド化

庁内の情報システムなどで、庁内にコンピューターを設置して運用してきたシステムを、ネットワークを通じて外部の事業者のクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

### グリーンカーテン

自然の力を利用した夏場の省エネルギー対策として、ツル性の植物を窓の外や壁面に張ったネットなどに這わせて、カーテンのように覆ったもの。

### グローバル化

国家・文化・経済・政治等、人間の諸活動やコミュニケーションについて、国や地域等の地理的境界や枠組みを越えて地球規模で統合・一体化が進むこと。

### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を届けることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

### 健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

### 広域救急医療体制

ドクターヘリ等の活用も視野に入れた広域的な救急医療体制のこと。

### 耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地(田畑、果樹園)。

## 後発医薬品

ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分や効果を持つ安価な医薬品のこと。

## 国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省の研究機関で、人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行っている。

## コミュニティ活動

同じ地域の住民が、地域をより良くするために活動する、住民同士のつながりに基づく参加型の自治活動。

## コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や地域が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えることを目的とした協議会。

## コンセプト

企画・広告などで、全体を貫く基本的な観点・考え方。

## コンテンツ

情報の中身。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

## コンプライアンス

法令遵守のこと。

# さ行

## 再生可能エネルギー

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しない、永続的に利用できると思われるエネルギー。例として太陽光・風力・水力・波力・地熱等がある。

## 3R

Reduce(リデュース:減らす=排出抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再資源化)の頭文字をとったもの。

## 市街地景観形成地区

すぐれた市街地景観を創造し、または保全する必要がある地区について、地区の目指すべき景観に応じた景観形成基準を定めるとともに、地区内では建築物等の新築・増改築などの行為についての届出を通じて、地区の景観の形成を図るもの。

## 実質公債費比率

地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。



## 児童虐待

子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことで、身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待に分類される。

## 姉妹都市

文化交流や親善を目的として結びついた都市と都市。

## 住宅ストック

過去に建築され、現在も存在している膨大な住宅(建築)資産のこと。

## 受援体制

大規模災害発生時、市の業務継続計画で定めた非常時優先業務を実施するにあたり、外部からの応援や支援が必要な場合に、応援要請や円滑な受け入れを行うための体制のこと。

## 集約型都市構造化

都市圏を高密度な拠点のネットワーク構造に転換していくこと。

## 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会のこと。「資源循環型社会」ともいう。

## 小規模高齢化集落

世帯・人口が減少し高齢化率が高くなった集落。

## 将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

## 食育

さまざまな経験を通じて食に関する知識や食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

## シルバー人材センター

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域単位で設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任・派遣等の形式で行う公益法人。

## 新型インフルエンザ等

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。また、新型コロナウイルス感染症など未知の感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

## 推計人口

一般には、過去の人口動向等を踏まえ、将来の人口について推計したもの。

---

### スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務に従事する専門スタッフ。

---

### スクールソーシャルワーカー

家庭環境による子どもの問題に対応するため、家庭・学校・地域と連携し、問題の解決に向けて支援をする専門家。

---

### ステークホルダー

企業や行政、NPOなどの組織が活動を行うことで影響を受ける利害関係者。経営者、従業員、顧客、金融機関、地域住民、行政機関など、組織の活動に関わるすべての人がステークホルダーとなる。

---

### 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

---

### 成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人・保佐人等が、認知症や障がいにより判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行う制度。

---

### 生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していること。種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、および生態系の多様性の3段階で扱われることが多い。

---

## た 行

---

### ターゲット

標的のことで、一般には販売などの対象(者)を指す。

---

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その結果、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきという考え方。

---

### 地域ブランド

地域+商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの。

---

### 地域包括ケアシステム

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

---

### 地域包括支援センター

保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などを配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。

---

### 地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

---

---

**地産地消**

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

---

**地籍調査**

土地における地籍(土地に関する戸籍)の明確化を図ることを目的として、国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目および境界の調査と面積に関する測量を行い、精度の高い地図等(地籍図、地籍簿)を作成する事業。

---

**地方分権**

政治・行政において、国から地方自治体への権限移管により、住民に身近な行政サービスをその地域で決められるようにすること。

---

**長寿命化**

消耗品やインフラ等の耐久性を向上させ、改修や補修等により施設が長持ちするようになること。

---

**定住自立圏**

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保するための構想を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するもの。

---

**低炭素社会**

地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会のこと。

---

**DMO**

Destination Management/Marketing Organizationの略語。地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。

---

**DV**

Domestic Violenceの略語。配偶者や恋人などによって振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉の暴力や相手の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含んでいる。

---

**デマンドタクシー**

交通手段に不便を来している方を自宅や指定場所から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先にタクシーで送迎するサービス。

---

**特定空家**

そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態(倒壊等)、著しく衛生上有害な状態、著しく景観を損なう状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家。

---

**特定健康診査**

40歳から74歳の人を対象に、加入している健康保険組合等(医療保険者)が実施するもので、生活習慣病の前段階といえるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を予防・改善するための健康診査。

---

**特定妊婦**

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

---

## 特別指定区域制度

市街化調整区域の土地利用に関する兵庫県の制度。市町や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を策定した場合に、市町からの申出により、県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築許可要件の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現する制度。

## トレックウォーク

「トレッキング」と「ウォーキング」を合わせた造語で、健康的に行うハイキングや軽登山のこと。

# な行

## 二次救急医療体制

入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療体制。

## 二地域居住

都市部と地方部にそれぞれ生活の拠点をもち、例えば平日は都市部で仕事をして暮らしながら、週末などの休みには地方部で趣味などのゆとりある生活を過ごすライフスタイル。

## 二地域就業

都市部に所在する企業が、例えばサテライトオフィスなどを地方部におき、その両方に同じような業務環境を構築することで都市部または地方部のいずれにおいても就業が可能となるような就業スタイル。

## 日本遺産

文化庁により認定された、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。

## 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

## 農地中間管理機構

農地所有者と農業経営者(担い手)の間に立ち、「信頼できる農地の中間的受け皿」としての役割を担い、農地利用の集積・集約化を行う機構。「農地バンク」、「農地集積バンク」ともいう。

# は行

## ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

## パブリックコメント

公的機関が条例や計画を企画立案する場合に、その策定しようとする計画等の趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、それに対して住民等から寄せられた意見のこと、または、こうした手続きのこと。

## PET-CT 検診

がん治療で使われる最先端の画像診断装置(ポジトロン断層撮影装置とコンピューター断層撮影装置を組み合わせた機器)を使った検診のこと。

## PDCAサイクル

マネジメントサイクルの一つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施すること。

## 避難行動要支援者

要配慮者(高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人)のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のこと。

## 費用対効果

支出した費用に対して得られる効果のこと。

## フレイル予防

高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態になることの予防。

## プログラミング教育

プログラミング的思考(プログラミングを行う際に必要となる論理的思考力)を育てる教育のこと。

## プロモーション

消費者の購買意欲を喚起するための活動のこと。

## ポータルサイト

インターネットにアクセスするときにその入り口となるウェブサイトのこと。

# ま行

## マイナンバーカード

住民の申請により無料で交付されるプラスチック製のカードで、本人確認のための身分証明書として、また、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

## マーケティング

顧客が真に求める商品やサービスを作り、その情報を届け、顧客がその価値を効果的に得られるようにするための活動。

# や行

## 有効求人倍率

月間有効求職者数に対する月間有効求人数の割合。

## UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のことであり、Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

## ユニバーサル社会

年齢、性別、障がいの有無、文化等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる社会のこと。



## ら行

### ライフサイクルコスト

製品や構造物(建物や橋、道路など)が整備されてから、その役割・供用を終えるまでに必要となる総費用額。

### ライフスタイル

生活の様式や価値観。

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

### リカレント教育

義務教育や基礎教育を終えて労働に従事するようになってからも、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム。

### 立地適正化計画制度

行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための都市計画上の制度。

### 連携中枢都市圏

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための都市圏を形成するもの。

### 労働力人口

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。老若男女誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会等においても、人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できること。



## 目標指標一覧

### <安心 誰もが健やかに暮らせる安心と安全のまちづくり>

政策・施策名	指標名	指標説明	
(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	① 多様なつながりと支え合いによる地域福祉を進める	福祉ボランティア登録数★	○ NPO法人赤穂ボランティア協会、赤穂市ボランティアセンター（赤穂市社会福祉協議会が設置）に登録しているグループの会員数。 ○ 毎年10名ずつの増加を目指します。
		集いの場開設数★	○ 地域における「サロン」、いきいき百歳体操、認知症カフェ、子どもの居場所、ひきこもりの居場所などの開設数。 ○ 「サロン」は毎年3箇所、いきいき百歳体操は毎年10箇所（リーダーを10名）、認知症カフェは毎年1箇所、子どもの居場所、ひきこもりの居場所もそれぞれ約10箇所の増加を目指します。
	② すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支える	子育てしやすい環境にあると思う人の割合（5年ごとにニーズ調査）★	○ 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって、5年ごとに実施している市民のニーズ調査の中の子育て環境の満足度。 ○ 2014年（平成26年）時の調査と比較すると、2018年度（平成30年度）の調査では満足度が約20ポイント上昇しているため、次期調査時にも同程度の上昇を目指します。
		保育所待機児童の数（4月1日現在）★	○ 2018年度（平成30年度）以降、本市においても保育所待機児童が発生しています。待機児童は全国的にも問題となっており、待機児童ゼロを目指します。
		産婦健康診査2回受診率★	○ 産婦健康診査は、2回の受診が国の指針で示され、助成券も配布されています。この健康診査時では、出産後の心身の回復状況をチェックし、産後うつや早期発見につなげることもできるため、産婦全員の2回受診を目指します。
		新生児訪問時におけるエジンバラ産後うつ病質問票が9点以上の産婦の割合★	○ エジンバラ産後うつ病質問票は、児童虐待のリスクを判定する目安の一つとされ、9点以上になると危険度が高くなるとされています。 ○ 国の「健やか21」における2017年度（平成29年度）の直近値が9.8%となっているため、それ以下となる9.0%を目指します。
		地域における子どもの居場所の数★	○ 地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支援していくため、子どもの居場所として、子ども食堂や学習支援を実施する団体を支援し、5年後には、小学校区に1箇所、10年後にはさらに5箇所の設置を目指します。
	③ 障がいの有無に関わらず尊重しあえる共生社会を実現する	福祉施設入所者の地域生活への移行★	○ 福祉施設に入所している障がいのある人のうち、グループホームなどへの地域生活移行者の人数。 ○ 毎年1名が施設入所から地域生活へ移行することを目指します。
		福祉施設からの一般就労者数★	○ 就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労へ移行した人数。 ○ 毎年12名程度が福祉施設から一般就労に移行することを目指します。

政策・施策名	指標名	指標説明	
(1) 誰もが安心して暮らせる地域社会の構築	④ 高齢者が生きがいをもって健康やかに暮らせる環境をつくる	生活支援・介護予防サービス体制整備協議体の設置数★	○ 地域の多様な主体が参画し、高齢者の生活支援、介護サービスの体制整備に向けて協議をする場の数。 ○ 2019年度(令和元年度)は市全域に1箇所設置しており、今後、日常生活圏域(中学校区)に1箇所ずつの設置を目指します。
		赤穂市高齢者見守りネット協定事業者数★	○ 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、見守り体制の強化を図るため、協定を締結している市内外の民間事業者の数。 ○ 2019年度(令和元年度)末には70の事業者と協定を締結しており、今後、毎年約3事業者ずつの増加を目指します。
		後期高齢者医療保険健康診査受診率★	○ 後期高齢者医療保険が実施する健康診査において、受診者がフレイルに関する質問票の記入も行うことから、後期高齢者医療保険健康診査受診率の向上を目指し、フレイル予防に努めます。 ○ 2019年度(令和元年度)受診率が19.0%となっているため、5年間の期間で2.0%ずつ健診受診率の向上を目指します。
		介護予防リーダーが運営する活動団体数★	○ いきいき百歳体操など市民が主体となって介護予防に取り組む活動団体数。 ○ 2019年度(令和元年度)の実績は新規12団体のため、2020年度(令和2年度)は13団体、2021年度(令和3年度)以降は、各地域での普及状況から、伸び率鈍化を見越し、毎年5団体の増加を目指します。
	⑤ 社会保障制度を適切かつ健全に運営する	国民健康保険税収納率★	○ 国民健康保険税は、被保険者が病院にかかった時の医療費に充てられる財源。 ○ 2030年度(令和12年度)には収納率73.00%を目指します。
		後期高齢者医療保険料収納率★	○ 後期高齢者医療保険料は、75歳(一定の障がいがあり、申請により認定を受けた65歳)以上の方が病院にかかった時の医療費に充てられる財源。 ○ 2030年度(令和12年度)には収納率99.00%を目指します。
		介護保険料収納率★	○ 介護保険料は、介護が必要となったときに受けるサービスに充てられる財源。 ○ 2030年度(令和12年度)には収納率96.00%を目指します。
		1人当たり医療費★	○ 1人当たり医療費とは、総医療費を平均被保険者数で除した額。 ○ 医療費は高齢化の進展や医療の高度化等の影響により、おおむね年2.0%程度の伸びとなっています。医療費適正化の取組により目標伸び率年1.5%とし、医療費の抑制を図ります。
		後発医薬品使用割合★	○ 後発医薬品使用割合とは、後発医薬品の数量(後発医薬品がある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量)の割合。後発医薬品を普及させることは、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するものとなっています。 ○ 2018年度(平成30年度)から毎年0.2%増とし、2030年度(令和12年度)に後発医薬品使用割合79.60%を目指します。
	(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	⑥ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する	健康寿命の延伸(県が5年ごとに算定)★

政策・施策名	指標名	指標説明	
(2) 健康づくりの推進といのちを守る地域医療の充実	⑥ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援する	がん検診受診率★	○ 市民のがん検診受診率。 ○ 2017年(平成29年)10月に策定された国の「がん対策推進基本計画」において、がん検診受診率目標値を50.0%としているため、本市においても、受診率50.0%を目指します。
		ゲートキーパー研修受講人数★	○ 自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こりうるため、さまざまな悩みに対して早期に気づき対応できるよう、市職員等に対し研修を行い、自殺対策を推進していきます。 ○ 毎年、30人増の受講を目指します。
	⑦ 市民が安心できる地域医療体制をつくる	健診センター利用者数★	○ 健診センターの利用者数。 ○ 2018年度(平成30年度)と2019年度(令和元年度)を比較すると約1.0%増のため、以降もがん検診等の受診率を見込み目標年1.0%の増を目指します。
		医療機関から市民病院への紹介件数★	○ 紹介件数とは、診療所(かかりつけ医)からの紹介状により高度医療受診等のため紹介された初診患者の数。 ○ 2018年度(平成30年度)と2019年度(令和元年度)を比較すると約2.0%増となっており、人口減等を考慮し病診連携の啓発による増加が一定数までしか見込めないため、目標年0.5%の増を目指します。
		市民病院から医療機関への逆紹介件数★	○ 逆紹介件数とは、高度医療受診や病状が安定したことにより、地域医療支援病院から他の病院・診療所(かかりつけ医)に紹介した患者の数。 ○ 2018年度(平成30年度)と2019年度(令和元年度)を比較すると約4.0%減となっており、人口減等を考慮し病診連携の増加が一定数までしか見込めないため、目標年0.5%の増を目指します。
	(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑧ 災害に強い安全で強靱なまちをつくる	耐震性が確保された住宅の割合★
密集市街地の狭あい道路の拡幅整備延長★			○ 緊急車両が容易に進入できるよう消防活動困難区域を減少させるため、狭あい道路の拡幅整備を実施。 ○ 尾崎・塩屋地区における密集住宅市街地整備促進事業において2025年度(令和7年度)1,142m、2030年度(令和12年度)に1,246mの整備完了を目指します。

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

目標  
指標  
一覧

政策・施策名		指標名	指標説明
(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑧ 災害に強い安全で強靱なまちをつくる	ため池ハザードマップの作成数★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市64箇所の農業用ため池は、洪水や大規模地震により決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすことが予測されるため、地域住民に対して影響範囲や避難場所を周知し、防災意識の啓発を図ることが必要です。</li> <li>○ ハザードマップの作成には県および地元との調整が必要となるため、被害が大きくなるため池を優先し、調整が整ったため池から順次作成していくものとし、2030年度(令和12年度)の目標値は2018年度(平成30年度)から8箇所増の22箇所を目指します。</li> </ul>
		雨水ポンプ場の耐震施設★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、御崎・有年ポンプ場の2ポンプ場が耐震化済み(2箇所/7箇所)。</li> <li>○ 2030年度(令和12年度)までに、御崎第2、坂越、塩屋ポンプ場を整備し5箇所/7箇所を目指します。2031年度(令和13年度)以降は、施設の重要度および建物の老朽化を考慮して、順次耐震化を実施します。</li> </ul>
		赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録数★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模化、多様化する災害での被害を未然に防ぐ手段の一つとして、正確な情報を早く伝達することは非常に重要となっており、さまざまな情報伝達手段の一つとしてメールやアプリによる情報伝達は、早く個々に正確に伝達できる手段です。市民に赤穂市防災情報ネット(ひょうご防災ネット)登録を促進し、情報伝達手段を確保することで、災害被害を軽減させます。</li> <li>○ 防災ネット登録数は、2018年度(平成30年度)末時点で5,895件、毎年150~200件程度増加しています。人口減少や高齢化、任意登録となっていることから大幅に登録数を増加させることは困難です。年300件の登録増加を目標として、広報を行い2030年度(令和12年度)の登録者数9,500人を目指します。</li> </ul>
	個別支援計画作成数★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一人暮らしの高齢者、要介護者等が災害時にどのような行動をとればよいのかについて、一人ひとりの状況に合わせて作成する個別の避難計画の作成数。</li> <li>○ 毎年10件ずつの作成増を目指します。</li> </ul>	
	⑨ 安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる	消防訓練、防火・防災講習会参加人員★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近年、大規模および特殊化する災害に対応するには、地域防災力の向上が重要です。自主防災組織による消防訓練、防火・防災講習会を開催し、地域防災力の向上を図ります。</li> <li>○ 社人研推計によると、市の人口は、2030年(令和12年)に41,081人まで減少し、うち生産年齢人口は52.7%と推計されており、生産年齢人口における目標参加人員を3,000人とするにより1割強の参加者を目指します。</li> </ul>
	活動救急救命士数★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保有する救急車6台にそれぞれ2名の救命士を乗車させ、住民の救命率、社会復帰率の向上を目指すとともに、通信指令室に救命士を2名配置し、119番受信時の応急手当の口頭指導体制を確立します。</li> <li>6台 2交替 2名(救命士乗車) 1.5(公休要員率)=36名 2交替 2名(救命士口頭指導員) 1.5(公休要員率)=6名 合計42名</li> </ul>	
	応急手当等講習会開催数★	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小・中学校生を対象としたジュニア救急救室をはじめ、広く市民に対して応急手当講習会を開催し、一人でも多くの市民が応急手当、救命処置を身に付けることにより、生存率や社会復帰率の向上を目指します。</li> <li>○ 2018年度(平成30年度)の開催実績を基準として、少しでも多くの講習会を開催し、受講者の増加を目指します。</li> </ul>	

序論

基本構想

基本計画

資料編

目標指標一覧



政策・施策名	指標名	指標説明	
(3) 安全な暮らしを実現する強靱な都市基盤の整備	⑨ 安心な暮らしを支える消防・救急体制をつくる	消防団詰所建て替え数★	○ 市内15箇所の消防分団詰所は、地域防災の拠点となる施設です。特に1970年代建設のCB造の詰所については、大規模地震時における耐震性が低く、車両の大型化、資器材の多様化により施設が狭小となっているため、計画的に順次、耐震性の優れたRC造で、車両、資器材の収納及び消防団員の活動スペースを確保した詰所に改築していきます。
		消防団員数★	○ 地域防災力の中核となる消防団員の確保は、人口減少に伴い全国的に厳しくなっており、大規模災害が発生した場合のマンパワーの確保のため、条例定数の確保を目指します。
	⑩ 交通事故や犯罪のない安全な暮らしを実現する	交通事故発生件数(人身事故)★	○ 市内で発生した交通事故の人身事故件数。 ○ 市内の交通事故による人身事故は減少傾向にありますが、人身事故はひとたび発生すると多数の人を不幸にするため、今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室、交通立ち番等継続して活動を行うとともに、道路の危険箇所の改善や設備整備を推進し、おおむね25.0%減少させることを目指します。
		交通事故発生件数(物損事故)★	○ 市内で発生した交通事故の物損事故件数。 ○ 市内の交通事故による物損事故は10年前と比較すると、増加しています。今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室、交通立ち番等継続して活動を行うとともに、道路の危険箇所の改善や設備整備を推進し、おおむね20.0%減少させることを目指します。
		高齢者の交通事故発生件数(人身事故)★	○ 市内で発生した交通事故による人身事故のうち高齢者の事故件数。 ○ 市内の交通事故による人身事故は減少傾向にありますが、高齢者の関わる事故は増加しているため、今後も警察や交通安全協会、交通指導員と協力し、交通安全教室等継続して活動を行うとともに、運転免許の自主返納を促し、高齢者の人身事故件数をおおむね15.0%減少させることを目指します。
		防犯カメラ設置台数(市、自治会管理)★	○ 公共施設および自治会による防犯カメラ設置台数。 ○ 自治会による設置を年5台程度の増設を目指します。
		自治会管理外灯のLED等への転換灯数★	○ 自治会管理外灯のLED化への転換数。 ○ 毎年度、110本程度の転換を目指します。
		犯罪認知件数★	○ 市内で発生した犯罪の認知件数。 ○ 市内の犯罪認知件数は10年前と比較すると減少しています。今後も警察、防犯協会、青少年育成推進委員協議会、暴力団と関係を断つ会等と協力し、防犯パトロールや街頭キャンペーンなどを実施し、おおむね15.0%減少させることを目指します。
		消費生活出前講座の開催件数★	○ 赤穂市消費者協会が依頼を受けて行う、消費生活に関する研修会の開催数。 ○ 2018年度(平成30年度)は3件となっており、開催数、利用者の増加を図るため、2030年度(令和12年度)までに8件を目指します。
		消費生活相談の相談件数★	○ 赤穂市消費生活センターに寄せられた電話、来庁、文書、メールでの相談件数。 ○ 相談内容の複雑化、多様化から相談件数は増加傾向となっており、2030年度(令和12年度)までに300件を目指します。

<快適 自然環境と都市環境とが調和した住みやすいまちづくり>

政策・施策名	指標名	指標説明	
(4) 快適で魅力ある都市空間の形成	⑪ 地域の特性に応じた土地利用を推進する	まちづくり活動(地域に応じた土地利用の検討等)を行う団体数★	○ 地区単位で土地利用計画の策定やまちづくり活動を行う団体数。 ○ 2030年度(令和12年度)までに9地域で各1団体を目指します。
		開発行為等に対する指導	○ 宅地造成等の開発行為に係る申請書の兵庫県への進達件数であり、適正な指導を行い県へ進達することで、土地の適正な利活用を進めます。 ○ 基準値は2019年度(令和元年度)の都市計画法に基づく開発許可申請進達件数実績6件、目標値2025年度(令和7年度)は6件+(年間6件×6年)=42件、2030年度(令和12年度)は42件+(年間6件×5年)=72件を目指します。
		地籍調査等実施済面積★	○ 土地における地籍(土地に関する戸籍)の明確化を目的として、土地の所有者、地番、地目および境界の調査と面積に関する測量を行い、制度の高い地図を作成します。 ○ 2019年度(令和元年度)において、地籍調査等(地籍調査+国土調査法第19条5項地図)実施面積は11.48km <sup>2</sup> となっており、今後、5年ごとに1km <sup>2</sup> の進捗を進め、2030年度(令和12年度)に13.5km <sup>2</sup> を目指します。
	⑫ 利便性・機能性の高い道路網と公共交通体系を構築する	点検済橋梁数(2巡目)★	○ 2019年度(令和元年度)より2巡目の橋梁点検を開始し、2023年度(令和5年度)までに全管理橋梁394橋の2巡目点検完了(道路橋393橋、横断歩道橋1橋)を目指します。
		安全対策が必要な交差点★	○ 2019年度(令和元年度)に実施した交通安全点検において対策が必要と判断された交差点41箇所。 ○ 2020年度(令和2年度)、2021年度(令和3年度)で対策を実施し、対策が必要な交差点0を目指します。
		区画整理区域内の都市計画道路の整備延長★	○ 区画整理事業において整備中である都市計画道路の整備延長。 ・野中砂子地区 野中浜市線:1,200m、塩屋野中線:644m ・有年地区 有年駅北線:131m、有年駅南線:428m(うち248mは完成) ○ 2025年度(令和7年度)1,759m、2030年度(令和12年度)2,403mの整備完了を目指します。
		(都)大橋線・唐船線の整備延長★	○ 赤穂大橋線・唐船線の未改修区間は、幅員狭小の上、歩道が未整備となっており、歩行者や自転車の安全確保が必要です。 ○ 赤穂大橋線・唐船線を2025年度(令和7年度)533m、2030年度(令和12年度)658mの整備完了を目指します。
		市内循環バス利用者数★	○ 市内循環バスを利用した年間の人数。 ○ 1日当たり人数を約90人とし、年間利用者数28,000人を目指します。
		圏域バス利用者数★	○ 圏域バスを利用した年間の人数。 ○ 1日当たり人数を約40人とし、年間利用者数12,400人を目指します。
		市内JR駅1日平均乗車客数★	○ 市内にあるJR駅の1日平均乗車客の数。 ○ 実績値を基に市内5つのJR駅の1日平均乗車客数5,500人を目指します。
デマンドタクシー利用者数★	○ デマンドタクシーを利用した年間の人数。 ○ 高齢者の増加によるタクシー利用者の増を見込み600人を目指します。		



政策・施策名	指標名	指標説明
(4) 快適で魅力ある都市空間の形成	⑬ 水とみどり豊かな都市をつくる	<p>市民1人当たりの都市公園面積★</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民1人当たりの都市公園面積とは、良好な都市環境を形成するため定量的に都市公園がどの程度確保されれば満足すべき生活環境となるかを判断する数値。 市民1人当たりの都市公園面積＝市内の都市公園面積÷住民基本台帳人口。</li> <li>○ 現在、公園開設面積193.7ha、1人当たりの都市公園面積40.7㎡/人、2025年度(令和7年度)に公園開設面積195.7ha、1人当たりの都市公園面積44.7㎡/人、2030年度(令和12年度)に公園開設面積196.4ha、1人当たりの都市公園面積46.8㎡/人を目指します。</li> </ul>
	(5) 自然環境の保全と住環境の充実	⑭ 豊かな自然環境・生活環境を保全する
里山防災林整備事業実施箇所★		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の人口減少や高齢化により、里山の保全活動に支障をきたしているため、里山防災林整備事業により、手入れ不足の森林を土地所有者に代わり整備し、災害に強い森づくりを行い、里山の豊かな自然環境を維持していきます。 なお、里山防災林整備事業は県営事業のため、県および地元との調整が整った地域から順次実施していくものとし、2030年度(令和12年度)に2018年度(平成30年度)から5箇所増の9箇所を目指します。</li> </ul>
市内大気環境監視局舎の設置数★		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内に設置している大気環境監視局は、2018年度(平成30年度)において8箇所設置しています。今後の市内の大気環境監視体制を維持するため、2030年度(令和12年度)において現在の8箇所から減局することなく、現状維持することを目指します。</li> </ul>
千種川定期水質調査地点★		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 千種川で年4回実施している定期水質調査の調査地点数。</li> <li>○ 千種川の水質調査地点数を2030年度(令和12年度)に2018年度(平成30年度)から2箇所増の7箇所を目指します。</li> </ul>
ごみ排出量★		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ排出量は、一般廃棄物の「直営収集量」+「自己搬入量」+「資源ごみ集団回収量」</li> <li>○ ごみ処理広域化基礎調査(2015年12月)資料の推計結果と比較すると、2018年度(平成30年度)実績において約5.6%減となっており、2025年度(令和7年度)、2030年度(令和12年度)においても各年度推計値より約5.6%減の排出量を目指します。</li> </ul>
再生利用率(資源化率)★		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再生利用率は、(ごみ処理施設資源化量+資源ごみ集団回収量)/(ごみの総処理量+資源ごみ集団回収量)×100</li> <li>○ 兵庫県の一般廃棄物処理のリサイクル率が2017年度(平成29年度)16.8%となっており、2025年度(令和7年度)には17.0%を達成し安定化を目指します。</li> </ul>
水道配水池の更新(耐震化)率★		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内に設置している配水池の総容量に対する耐震性のある配水池の総容量の割合。</li> <li>○ 配水池とは、浄水場から送り出された水を一時的に貯めておく施設。</li> <li>○ 2018年度(平成30年度)末時点の耐震化:14,220㎡(2018年度末耐震化容量)/19,409㎡(市内配水池総容量)73.3%から、2025年度(令和7年度)末時点の耐震化:15,595㎡(2025年度末耐震化容量)/19,409㎡(市内配水池総容量)80.3%、2030年度(令和12年度)末時点の耐震化:16,653㎡(2030年度末耐震化容量)/19,409㎡(市内配水池総容量)85.8%を目指します。</li> </ul>

政策・施策名	指標名	指標説明	
(5) 自然環境の保全と住環境の充実	⑭ 豊かな自然環境・生活環境を保全する	水道管路の更新(耐震化)率★ ○ φ75mm以上の管路の総延長に対する耐震性のある管路の割合。 ○ 2018年度(平成30年度末)時点の耐震化率:39,551(H30末耐震管延長)/311,392(全延長)12.7%から、2025年度(令和7年度)末時点の耐震化率:52,628(R7末耐震管延長)/311,392(全延長)17.0%、2030年度(令和12年度)末時点の耐震化率:61,753(R12末耐震管延長)/311,392(全延長)20.0%を目指します。	
		汚水処理場・中継ポンプ場の耐震施設★ ○ 現在、耐震化済み施設は、古池・大泊・小島・はりま台の4処理場と真殿中継ポンプ場、農業集落排水処理施設の5処理施設(10箇所/31箇所)。 ○ 2025年度(令和7年度)までに、下水管理センター管理棟、加里屋・尾崎中継ポンプ場の耐震化工事を行い(13箇所/31箇所)、2030年度(令和12年度)までに、下水管理センター汚泥棟・乾燥機棟、磯浜中継ポンプ場の耐震化工事を行い16箇所/31箇所を目指します。2031年度(令和13年度)以降は、施設の重要度および建物の老朽化を考慮して、順次耐震化を実施します。	
	⑮ 快適で潤いのある住環境をつくる	区画整理事業の進捗(野中・砂子)★	○ 区画整理事業の事業費ベースによる進捗状況。 ○ 2018年度(平成30年度)41.3% ・2018年度(平成30年度)末執行业業費(3,295,605千円)/総事業費(7,980,000千円) ・2025年度(令和7年度)96.3% 2025年度(令和7年度)末執行予定事業費(7,681,649千円)/総事業費(7,980,000千円) ・2030年度(令和12年度)100% 事業期間終了の2028年度(令和10年度)(予定)に100%を目指します。
		区画整理事業の進捗(浜市)★	○ 区画整理事業の事業費ベースによる進捗状況。 ○ 2018年度(平成30年度)78.5% ・2018年度(平成30年度)末執行业業費(1,874,722千円)/総事業費(2,389,000千円) ・2025年度(令和7年度)、2030年度(令和12年度)100% 事業期間終了の2023年度(令和5年度)(予定)に100%を目指します。
		区画整理事業の進捗(有年)★	○ 区画整理事業の事業費ベースによる進捗状況。 ○ 2018年度(平成30年度)72.8% ・2018年度(平成30年度)末執行业業費(5,612,103千円)/総事業費(7,705,000千円) ・2025年度(令和7年度)、2030年度(令和12年度)100% 事業期間終了の2023年度(令和5年度)(予定)に100%を目指します。
		特定空家等の解決率★	○ 周辺に悪影響を及ぼす空き家等(特定空家等)の解決率。 ○ 2030年度(令和12年度)までに特定空家等0を目指します。
		空き家情報バンクの新規登録物件数★	○ 赤穂市空き家情報バンクに登録された空き家件数。 ○ 2018年度(平成30年度)登録された件数をベースに登録件数増を目指します。
		空家活用支援事業補助金の交付件数	○ 補助制度による空き家の活用件数(累計)。 ○ 年間7件の補助金を交付し、2030年度(令和12年度)までに累計85件の空き家の活用を図ることを目指します。
		市街地景観形成地区での建築行為等に対する助言・指導	○ 市街地景観形成地区内建築行為等の届出および景観重要建築物の現状変更届出に伴う助言・指導件数(累計)。 ○ 年間4件を目指します。
		大規模建築物等行為に対する助言・指導	○ 赤穂市都市景観の形成に関する条例に係る大規模建築物等行為に対する助言・指導件数(工作物・広告物含)(累計)。大規模建築物等は景観に与える影響が大きいため適切な指導等を実施し、快適で美しい都市景観の保全を図ります。 ○ 基準値は2018年度(平成30年度)大規模建築物等行為届出件数実績8件、2025年度(令和7年度)は8件+(年間7件 7年)=57件、2030年度(令和12年度)は57件+(年間7件 5年)=92件を目指します。

序論  
基本構想  
基本計画  
資料編  
目標指標一覧

<元気 産業と地域資源を活かした魅力あふれるまちづくり>

政策・施策名	指標名	指標説明	
(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興	⑩ 活力とにぎわいのある農業・漁業を実現する	認定農業者数★	○ 認定農業者を育成することにより、農地の集積・集約等による有効利用を推進し、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ○ 認定新規就農者からの移行等による増や高齢化による引退等による減を加味し、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から3人増の27人を目指します。
		認定新規就農者数★	○ 認定新規就農者には、5年間の認定期間が定められており、現在認定を受けている新規就農者は、認定農業者への移行を促すこととなります。 ○ 2018年度(平成30年度)末時点の認定新規就農者4人については、認定期間終了による減が避けられないため、地域との連携や助成制度の活用等によりスムーズな就農を支援し、新たな認定新規就農者の確保を推進します。2030年度(令和12年度)の目標値は、2人増の6人を目指します。
		漁業従事者数(赤穂市漁協組合員数)★	○ 漁船漁業による漁獲高の減少や高齢化による引退等により、漁業の担い手である赤穂市漁協の組合員数は大きく減少しています。 ○ 比較的漁獲高が安定している牡蠣等の養殖業の生産量を維持するとともに、高付加価値化等による収益性の向上や経営の安定化を図り、後継者の確保に取り組むため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から現状維持の54人を目指します。
		猟友会会員数★	○ 猟友会は、有害鳥獣の捕獲等により、農作物被害の防止を担っています。会員数は減少傾向となっており、現役の会員も高齢化により、今後大幅な減少が見込まれます。 ○ 猟友会による捕獲活動費や狩猟免許の取得・更新等の費用を補助するとともに、猟友会の活動のPR等を通じ、猟友会会員の確保を図るため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から現状維持の52人を目指します。
		担い手への農地の集積率★	○ 担い手への農地の集積・集約を推進し、農地の有効利用による、生産性・収益性の向上、耕作放棄地の発生防止・解消を図ります。 ○ 農地中間管理機構の活用により、集積率の向上を図るため、2030年度(令和12年度)の目標値は、2018年度(平成30年度)から6.0%増の60.0%を目指します。
		多面的機能支払交付金事業 活動組織数★	○ 地域の人口減少や高齢化により、農村集落環境の保全活動に支障をきたしています。 そのため、ため池や用排水路、農道など土地改良施設の維持管理活動を行う地元活動組織に対し、継続的な活動となるよう交付金により支援を行い、現在の活動組織数20組織を将来的に維持していくことを目指します。
	⑪ 地域産業を振興し就労環境を充実する	製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)★	○ 工業統計調査による赤穂市の製造品出荷額等の数値。 ○ 5年後に約5.0%、10年後にはさらに約5.0%の増を目指します。
		製造業事業所数(従業者4人以上の事業所)★	○ 工業統計調査による赤穂市の製造業事業所数の数値。 ○ 2030年度(令和12年度)までに5件の新規企業立地を目指します。
		製造業事業所における従業者数(従業者4人以上の事業所)★	○ 工業統計調査による赤穂市の製造業事業所における従業者数の数値。 ○ 2030年度(令和12年度)までに5件の新規企業立地を目指します。(1事業所あたり約47人(平成30年工業統計調査による))

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

目  
標  
指  
標  
一  
覧

政策・施策名		指標名	指標説明
(6) 活力とにぎわいのある地域産業の振興	⑰ 地域産業を振興し就労環境を充実する	年間商品販売額★	○ 経済センサス―活動調査による卸売業と小売業の年間商品販売額の合計。 ○ 5年後に約1.5%、10年後にはさらに約1.5%の増を目指します。
		商店数★	○ 経済センサス―活動調査による卸売業と小売業の事業所数の合計。 ○ 基準値の維持を目指します。
		有効求人倍率★	○ 雇用指標のひとつで、有効求職者1人当たりの有効求人数。(ハローワーク龍野赤穂出張所管内の数値。) ○ 5年後まで現状維持、10年後には1.00倍以上を目指します。
	⑱ 魅力と集客力のある観光を振興する	観光消費額の増加率★	○ 観光入込客1人の1回の旅行における市内での消費額。 ○ 2018年度(平成30年度)調査をしていないため、2019年度(令和元年度)に戦略的な観光振興を図るため調査を行い、その調査値を基礎とし、2025年度(令和7年度)には1.5%、2030年度(令和12年度)には2.0%の増加を目指します。
		宿泊者数★	○ 赤穂市内の宿泊施設における宿泊者数。 ○ 基準値は2018年度(平成30年度)赤穂市観光客動態調査報告書(赤穂市観光産業開発振興協議会作成)における宿泊者数。2030年度(令和12年度)に300千人を目指します。
		観光ポータルサイト月間平均アクセス数★	○ (一社)赤穂観光協会のホームページへの月間平均アクセス数。基準値は2018年度(平成30年度)の月間平均アクセス数。 ○ 2030年度(令和12年度)に82,000回を目指します。
(7) さまざまな人・地域との活気ある交流の促進	⑲ 特色ある地域間交流を推進する	忠臣蔵にゆかりのある都市交流★	○ 地域間交流の推進を図るための指数。 ○ スポーツ交換交流事業を実施する自治体数を指数として、2030年度(令和12年度)に6市を目指します。
		赤穂市国際交流協会個人・団体会員数★	○ 赤穂市国際交流協会に参加する個人および団体の会員数。 ○ 国際理解の推進のため、会員数の増加を目標として周知を図り、2018年度(平成30年度)をベースに会員数の増加を目指します。
		広域協議会等への提案で実現した事業数★	○ 広域協議会へ積極的な事業の提案を実施し、実現した事業数。 ○ 圏域内の活性化やより一層のつながりを図り、2030年度(令和12年度)までに2件を目指します。
	⑳ 住み続けたいくなる赤穂市の魅力で移住・定住を促進する	定住相談会等の実施・参加・出展数★	○ 赤穂の魅力を発信する定住相談会等の実施・参加・出展回数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに回数増を目指します。
		お試し暮らし住宅利用件数★	○ 「住むのにちょうどいいまち赤穂」を体感してもらうためのお試し暮らし住宅の利用件数。 ○ ホームページでのPRのほか、定住相談会等に参加され、移住を検討されている方に利用を勧めているため、2018年度(平成30年度)実績をベースに、相談会等の回数増を加味し、2030年度(令和12年度)に50件を目指します。



<人 歴史と文化が息づく人とコミュニティを育むまちづくり>

政策・施策名	指標名	指標説明	
(8) 次代を担う人材を育てる教育の推進	① 夢と志を育むことのできる教育環境をつくる	体力・運動能力調査結果の向上★	○ 小中学生の新体力テスト実施結果から、全8種目のうち全国平均・県平均と比較。 2019年度(令和元年度)の結果では、小・中学校ともに6割を越える種目が県平均を上回っています。実施年度によって平均値の変動が激しいため、日常の運動機会を十分に確保し、基礎体力の向上を図ることを目指します。 そのため、2030年度(令和12年度)には全ての校種・学年において7割以上の種目で県平均を上回るよう、取り組みます。
		小中学校の特別支援教育指導補助員の人数★	○ 現在ADHD(注意欠如・多動性障害)等による多動性や衝動性が顕著で行動面で著しい困難を示す児童生徒に対して、教師が苦慮しています。また、同じクラスに在籍する児童生徒にとっても、学校生活での不安要因の一つになっています。LD(学習障害)、ADHD(注意欠如・多動性障害)、ASD(自閉症スペクトラム障害)の子どもたちも含め、児童生徒一人ひとりに対応したきめ細かな指導を行うため、「特別支援教育指導補助員」を12名配置し、適切な指導を目指しています。 今後、多様なニーズへの対応のため、市内10小学校・5中学校全校へ1名ずつ配置し。その後、児童生徒数を考慮しつつ、1校複数配置を進めていきます。
		地域人材を活用した取組数★	○ 現在、各校において学期に1回の割合で地域実態に応じた地域人材活用を展開しています。今後、赤穂市コミュニティ・スクールの活動を充実させ、年間の活用回数を増やしていきます。 また、具体的な地域人材活用の場面は以下に示すとおりです。 ・自然学校に随行する看護師派遣 ・自然学校に随行する関西福祉大学の学生派遣 ・環境体験(御崎のカヤック教室・高雄小ハマウツボの保全等) ・英語力強化を目指したグローバル化対応国際理解事業 国際理解サポーター派遣 ・地域に残る歴史調べ講師(義士の伝承・塩田の歴史等の語り部)
	② 未来を拓く青少年の若い力を育てる	スクールカウンセラーの各校配置(連携校を含む)★	○ 児童生徒の心の理解やケアについて正しい知識を持つ臨床心理士を各中学校と2小学校を拠点校として、全小中学校でのカウンセリング体制を確立し、子どもたちの心の相談に当たるとともに、教職員への研修実施を通して、カウンセリングマインドを高め、児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図るなど、学校における教育相談体制を充実させていきます。 ○ 2030年度(令和12年度)まで市内15校すべて配置を維持していきます。
		スクールソーシャルワーカーの各中学校区配置★	○ 暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動の解決、児童虐待、ネグレクト等から児童生徒を守るため、本人・家族との生活環境を調整する相談業務や、児童生徒への福祉的支援の調整等を行うため、各中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置し、教育と福祉の連携充実を図っていきます。 ○ 2030年度(令和12年度)まで5中学校区すべての配置を維持していきます。

序論

基本構想

基本計画

資料編

目標指標一覧

政策・施策名	指標名	指標説明
(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	㉓ 生涯にわたり主体的に学び楽しめる環境をつくる	公民館登録サークル利用者数★ ○ 市内9公民館で活動する公民館登録サークルの年間利用者数。 ○ 公民館登録サークルは主に65歳以上の高齢者を中心とした自主的に学び交流を行う場となっています。現在の利用者数を維持するため、高齢者以外の年齢層にも魅力ある公民館講座の実施を展開し、公民館講座から新サークルへの移行に結び付くことができるように努めていきます。
		図書館における活動団体数★ ○ 2018年度(平成30年度)においては、図書館ボランティア団体(読み聞かせ・点字・朗読)、市内の学校園、各施設、研究会等の60団体が登録し、各団体において図書館や図書館資料を活用した読書や研究活動等を行っています。 ○ 1年に1~2団体が登録しており、2025年度(令和7年度)には70団体、2030年度(令和12年度)には75団体を目指します。
		各種スポーツ施設の利用者数★ ○ 市民のスポーツ実施率の向上を計るための指数として、市民総合体育館、城南緑地運動施設、元禄・海浜スポーツセンター、野外活動センター、地区体育館などのスポーツ施設利用者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に530,000人を目指します。
		スポーツ大会の参加人数★ ○ 市民のスポーツ意欲を測る指数として、赤穂シティマラソン大会、市民体育祭、その他スポーツイベントの参加者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に20,000人を目指します。
		スポーツ少年団登録者数★ ○ 市内小学生のスポーツ実施率を計る指数として、スポーツ少年団登録者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に750人を目指します。
		部活動指導員登録者数★ ○ 中学校部活動に指導員を派遣し、生徒の技術向上、生徒の能力に応じた適切な練習方法の導入、事故・けがの未然防止につなげるとともに、教員の部活動指導に係る時間を軽減し、教材研究や生徒と向き合う時間を確保し、部活動の活性化を図ります。練習試合や大会等への引率や練習の指導補助として5校に10名配置することを目指します。
		地域の資源を活かした「赤穂トレックウォーク」等の参加人数★ ○ 地域と連携したイベント等の推進を図るための指数として、「赤穂トレッキングウォーク」イベントの参加者数。 ○ 2030年度(令和12年度)に100人を目指します。
㉔ 互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができる社会を実現する	地域リーダー研修・住民学習会等の参加人数★ ○ 地域団体や企業等が実施している啓発事業の参加人数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに人口減を鑑み、現状維持を目指します。	



政策・施策名	指標名	指標説明	
(9) 歴史や文化、スポーツを通じた市民が活躍できる地域コミュニティの構築	㉔ 互いが尊重しあいすべての人が自分らしく生きることができ、社会を実現する	フォーラム・市民講座・DV講演会の参加人数★	○ 行政と各種団体が連携し実施している啓発事業の参加人数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに人口減を鑑み、現状維持を目指します。
		女性問題相談・女性専門相談の件数★	○ 男女共同参画社会の実現に向けて、個人より相談を受けた相談件数。 ○ 2018年度(平成30年度)をベースに人口減を鑑み、現状維持を目指します。
	㉕ 歴史文化遺産を保存継承し未来に向けて活用する	文化財公開施設(6箇所)の入館(園)者数★	○ 文化財公開施設(赤穂城跡本丸櫓門、近藤源八宅跡長屋門、旧坂越浦会所、赤穂市立有年考古館、東有年・沖田遺跡公園、有年原・田中遺跡公園)入館(園)者数。 ○ 2019年度(令和元年度)の直近3年間の平均値を2030年度(令和12年度)目標値として目指します。
		赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率★	○ 赤穂城跡公園は城壁、土塁や種々の遺構が存在し市民の憩いの場、観光資源、赤穂市のシンボルとして重要な位置を占めており、これらの保存活用を図ることを目的としています。 指標は、赤穂城跡二之丸庭園整備の進捗率で、全体事業費に対して整備済み事業費の割合。 ○ 2018年度(平成30年度)72.2%、2025年度(令和7年度)95.0%、2030年度(令和12年度)100%を目指します。
		市民1人当たりの文化会館利用回数★	○ 文化会館の入場者数を市民1人当たりで積算した利用回数。 ○ 2030年度(令和12年度)に2.6回を目指します。
	㉖ 地域の多様なコミュニティ活動を活性化させる	まちづくり連絡(推進)協議会活動の延べ参加人員★	○ まちづくり協議会が実施する事業への参加者数。 ○ コミュニティ活動の活性化の指標として、2018年度(平成30年度)をベースに参加者の増加を目指します。
コミュニティセンター等(2箇所)の延べ利用人数★		○ 福浦コミュニティセンター、有年原校区多目的施設の利用者数。 ○ コミュニティ活動の活性化の指標として、2018年度(平成30年度)をベースに利用者の増加を目指します。	
(10) 市民と協働する市政運営の推進	㉗ 市民に関われた健全で効率的な行政運営を推進する	電子申請の利用状況★	○ 電子申請の利用件数。 ○ 電子申請を行う手続きを増やすことにより、申請件数の増加を目指します。
		マイナンバーカードの交付率★	○ 行政サービスのオンライン化推進の進捗状況を見る上で、電子申請等の本人確認で必要となるマイナンバーカードの交付率。 ○ 2025年度(令和7年度)に、96.0%を目指します。
		ホームページの年間アクセス件数★	○ ホームページ(全ページ)のアクセス件数。 ○ SNSでの情報発信を行うことで、ホームページへのアクセス数が増加しており、2030年度(令和12年度)に4,000,000件を目指します。
		市長との直接対話集会等★	○ 市長と直接対話する集会の開催件数。 ○ 地域からの要請に応じた「ミニ集会」として開催し、2018年度(平成30年度)をベースに増加を目指します。
		実質公債費比率★	○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標。 ○ 財政計画をベースに算出。
		将来負担比率★	○ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標。 ○ 財政計画をベースに算出。

## 赤穂市の歩み

1951年(昭和26年)	9月	赤穂町、坂越町、高雄村が合併し、赤穂市が誕生
	10月	市議会議員選挙、市長選挙執行
		鳥羽嘉壽夫市長就任
		第1回市民総合体育祭開催
		第1回市民文化祭開催
	12月	国鉄赤穂線相生－播州赤穂間開通
1952年(昭和27年)	2月	市民病院移転開設(中広から加里屋中洲へ)
	11月	教育委員会発足
1953年(昭和28年)	2月	第一地区土地区画整理事業施行
	3月	市議会解散
	4月	市議会議員選挙執行
	5月	市長選挙執行
		小幡榮亮市長就任
1954年(昭和29年)	7月	赤穂市警察を兵庫県警察に移管
	10月	市民病院改築
1955年(昭和30年)	3月	国鉄赤穂線播州赤穂－日生間開通
	4月	有年村を赤穂市に合併
	5月	赤穂城跡隅櫓復元
1956年(昭和31年)	5月	旧市庁舎完成
	10月	第11回国民体育大会、剣道競技を赤穂高校講堂で開催
	12月	有年地区有線放送開始
1957年(昭和32年)	9月	旧市民会館完成
		赤穂電報電話局開局
	10月	瀬戸内海国立公園特別地域(御崎、丸山)、特別保護地区(生島)指定
1958年(昭和33年)	1月	高雄地区有線放送開始
1959年(昭和34年)	1月	御崎観光道路開通
		水道事業第1次拡張工事完成
	9月	国鉄山陽線電車化
1960年(昭和35年)	1月	坂越、高雄、有年支所を廃止し、各連絡所を開設
	11月	電話自動化(除く有年地区)
1961年(昭和36年)	3月	国鉄赤穂線相生－播州赤穂間電化
	9月	市制施行10周年
	11月	中洲地区土地区画整理事業施行
1962年(昭和37年)	4月	木津水源池完成
	9月	国鉄赤穂線相生－岡山間全線開通
	11月	ごみ焼却場完成

1963年(昭和38年) 3月	坂越小学校移転改築
5月	塩屋公民館完成
9月	岡山県日生町大字福浦地区を赤穂市に編入
1964年(昭和39年) 3月	駅北土地区画整理組合設立
4月	ごみ定時収集実施(週2回)一部地域
	消防本部設置
9月	工業整備特別地域の指定
1965年(昭和40年) 1月	西浜塩田大部分を住友セメントに売却調印
3月	水道事業所庁舎完成
4月	消防署設置
8月	赤穂幼稚園移転改築
12月	赤穂青少年武道館完成
1966年(昭和41年) 2月	中山頭首工完成
3月	塩屋保育所完成
	長期基本計画策定「豊かで住みよい 明るいまちづくり」
	山陽新幹線工事起工
4月	赤穂小学校改築
11月	赤穂市都市計画用途地域の指定
12月	桃井健三氏を名誉市民に決定
1967年(昭和42年) 3月	尾崎幼稚園移転改築
4月	高雄幼稚園開園
6月	上仮屋地区土地区画整理事業施行
7月	交通安全都市宣言
	北野中浄水場完成
8月	し尿処理場完成
1968年(昭和43年) 4月	塩屋幼稚園開園
6月	塩業資料館完成
8月	公害緩衝緑地(グリーンベルト)着手
12月	坂越幼稚園園舎増築
1969年(昭和44年) 2月	尾崎地区土地区画整理組合設立
3月	市民病院が救急告示病院に指定
4月	消防救急業務開始
5月	老人福祉センター完成
9月	市内全戸ごみ定時収集を開始
	学校給食センター開設
10月	国鉄赤穂線全線電化
1970年(昭和45年) 1月	兵庫、岡山県境調印式

	2月	不燃物投棄場の設置(大津)
	3月	尾崎小学校改築
	4月	新赤穂大橋完成
	5月	有年公民館完成 塩屋青少年武道館完成
	11月	消防庁舎完成
1971年(昭和46年)	3月	赤穂城跡が国の史跡指定
	5月	加里屋児童館完成 グリーンベルト第1期事業完成 ごみ焼却場完成
	8月	第1回市民の夕べ開催
	9月	環境保全条例制定 市制施行20周年 市の木「サクラ」、市の花「ツツジ」を選定
	10月	市民病院全館完成
	11月	市旗を制定
1972年(昭和47年)	2月	高雄幼稚園園舎完成
	3月	坂越保育所移転改築 坂越中学校改築 山陽新幹線運転開始
	7月	図書館完成
1973年(昭和48年)	3月	花と緑の協会設立
	5月	笠木忠男市長就任
	6月	小幡榮亮氏を名誉市民に決定
	8月	有年中学校移転改築 御崎小学校移転改築
	9月	新用途地域決定
	11月	北野中浄水場完成
1974年(昭和49年)	3月	グリーンベルト第2期事業完成
	5月	市民会館完成
	7月	台風8号による集中豪雨(災害救助法適用)
	12月	公共下水道事業決定
1975年(昭和50年)	3月	坂越児童館完成 有年保育所完成
	12月	公共下水道事業認可
1976年(昭和51年)	6月	赤穂中学校移転改築

7月	坂越・高雄公民館開館
9月	台風17号による集中豪雨、全市未曾有の災害(災害救助法適用・激甚災害指定)
1977年(昭和52年) 2月	長期基本計画策定「健康で住みやすいふるさとづくり」
4月	千種川災害復旧事業着手
	グリーンベルト全事業完成
	有年隣保館完成
5月	尾崎公民館完成
1978年(昭和53年) 3月	尾崎保育所移転改築
	浜田地区土地区画整理事業施行
4月	赤穂西小学校開校
1979年(昭和54年) 3月	坂越公民館完成
	赤穂保育所移転改築
4月	赤穂西幼稚園開園
	御崎幼稚園開園
5月	野外活動センター完成
7月	第1回青少年育成推進大会
11月	赤穂西中学校改築
1980年(昭和55年) 2月	高雄小学校改築
3月	御崎公民館完成
4月	有年幼稚園開園
	原幼稚園開園
9月	下水管理センター管理本館完成
11月	茨城県笠間市と姉妹都市提携
1981年(昭和56年) 3月	福浦地区コミュニティセンター完成
	御崎保育所移転改築・御崎地区体育館完成
4月	(財)赤穂市公園施設管理協会設立
7月	市民総合体育館完成
8月	新市庁舎完成
	下水道管理センター完成
9月	市制施行30周年
	市歌、市民憲章制定
	公共下水道供用開始
	市史第1巻発刊
	県立赤穂高等学校校舎移転
12月	赤穂東中学校改築
1982年(昭和57年) 3月	山陽自動車道竜野一備前間開通、赤穂インターチェンジ設置
8月	昭和51年災害改修復旧事業竣工

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

赤穂市の歩み

10月	有年小学校移転改築
12月	旧上水道モニュメント通水
	民俗資料館開館
1983年(昭和58年) 2月	総合福祉会館完成
	御崎地区土地区画整理事業組合設立
5月	武家屋敷公園オープン
10月	消防署上郡分署開設
	坂越バイパス開通
1984年(昭和59年) 4月	城西小学校開校
12月	不燃物最終処分場完成(周世)
1985年(昭和60年) 4月	城西幼稚園開園
	関西電力赤穂火力発電所石油コンビナート等災害防止法特別防災区域政令指定
12月	塩屋小学校改築
	非核平和都市宣言
1986年(昭和61年) 3月	赤穂城跡大池泉庭園復元整備完成
	総合計画策定「自然と調和のあるゆたかなまち」
	北野中浄水施設増設・雄鷹台隧道配水池完成
4月	(財)赤穂市文化振興財団設立
5月	塩屋地区土地区画整理事業施行
9月	市営住宅塩屋団地(みどり団地)第1期工事完成
10月	市史最終巻発刊
1987年(昭和62年) 3月	塩屋公民館移転改築・塩屋地区体育館完成
6月	(社)赤穂市シルバー人材センター設立
	県立赤穂海浜公園開園
	海洋科学館開館
7月	「忠臣蔵」初巻発刊
1988年(昭和63年) 3月	都市計画道路新田坂越線全線開通
	赤穂城跡本丸表御殿間取復元
4月	原小学校改築
8月	全国高校総体剣道大会を市民総合体育館で開催
	新斎場供用開始
10月	住民情報オンラインシステム始動
12月	高山墓園第1期工事完成
1989年(平成元年) 3月	都市景観の形成に関する条例制定
4月	歴史博物館開館
5月	岩崎俊男市長就任
11月	第1回忠臣蔵旗少年剣道大会開催
12月	第1回義士親善友好都市交流会議(義士サミット)開催



1990年(平成2年) 1月	高山墓園第2期工事完成
1991年(平成3年) 1月	北爪照夫市長就任
3月	市営住宅塩屋団地(みどり団地)完成
6月	市役所第2・第4土曜閉庁
9月	市制施行40周年
1992年(平成4年) 3月	総合計画策定「水とみどりにつまれた 魅力あふれる交流都市」
	有年公民館移転改築・有年地区体育館完成
4月	坂越地区を市街地景観形成地区に指定
	西山松之助氏を名誉市民に決定
5月	文化会館(ハーモニーホール)開館
8月	(社)赤穂市シルバー人材センター事務所完成
11月	パソコン通信ネットワークサービス開始
1993年(平成5年) 1月	笠木忠男氏を名誉市民に決定
2月	赤穂海浜大橋完成
3月	赤穂西公民館完成・赤穂西地区体育館完成
4月	市役所完全週休2日制の実施
5月	御崎レストハウス完成
9月	周世地区農業集落排水処理施設供用開始
1994年(平成6年) 3月	磯産業団地完成
4月	ごみ処理施設完成
5月	赤穂市国際交流協会設立
8月	旧坂越浦会所復元工事完成
1995年(平成7年) 2月	高雄公民館移転改築・高雄地区体育館完成
3月	坂越まち並み館完成
4月	有年原・田中遺跡公園開園
	精神薄弱者授産施設・さくら園開園
7月	塩屋保育所移転改築
1996年(平成8年) 2月	粗大ごみ処理施設完成
3月	赤穂城跡本丸門復元完成
4月	東有年・沖田遺跡公園開園
6月	市民病院外来診療週休2日制の実施
10月	市民病院が災害拠点病院に指定
	有年地区デイサービスセンター開設
	市営住宅千鳥団地第1期工事完成
11月	消防署(播磨科学公園都市)新都市分署業務開始(～2018年(平成30年)3月)
12月	赤穂市公文書公開条例制定

1997年(平成9年) 4月	関西福祉大学開学
	赤穂西地区デイサービスセンター開設
	西オーストラリア州ロッキングハム市と姉妹都市提携
7月	公文書公開制度実施
10月	田淵記念館開館
1998年(平成10年) 2月	市民病院移転改築・開院
	老人保健施設(老健あこう)開所
3月	忠臣蔵'99(大河ドラマ「元禄繚乱」)キャンペーン実行委員会設立
4月	老健あこうデイ・ケア開始
	市民病院内に訪問看護ステーション設置
	老健あこう・赤穂西地区デイサービスセンター内に在宅介護支援センター開設
	福浦診療所改築
5月	有年牟礼地区農業集落排水処理施設竣工
6月	赤穂駅周辺整備株式会社発足
	千鳥団地市営住宅完成(第2期)
7月	ごみ袋の透明・半透明化実施
	消防本部庁舎移転改築・防災センター業務開始
10月	女性交流センター開所
	トライやる・ウィーク実施
11月	お城通り地区を市街地景観形成地区に指定
1999年(平成11年) 1月	元禄赤穂展示館オープン
3月	健康遊歩道を備えた塩屋公園完成
4月	新田坂越線4車線供用開始
	市民病院が第2種感染症指定医療機関に指定
	第1回しおばなまつり開催
	城西公民館・地区体育館竣工
6月	赤穂ふれあいの森「かぶ〜ん うね」オープン
9月	公式ホームページ開設
	市内各郵便局で住民票等の交付請求開始
10月	介護保険要介護認定の申請受付開始
	ロッキングハム市紹介展(物産展)
2000年(平成12年) 3月	赤穂ふれあいの森完成
4月	東地区デイサービスセンター業務開始
	介護保険サービス開始
7月	赤穂市初の国際会議「第11回X線吸収微細構造国際会議」開催
11月	「赤穂温泉」出湯式

12月	JR播州赤穂駅橋上駅舎・南北自由通路完成
	商業ビル「プラット赤穂」オープン
	総合計画策定「水とみどりにつつまれた 歴史文化交流都市」
	大石神社線ポケットパーク整備完成
2001年(平成13年) 2月	有年土地区画整理事業施行
3月	忠臣蔵300年祭開幕(～2003年(平成15年)2月4日)
	古池・大泊下水処理場竣工
4月	坂越地区デイサービスセンター開設
	有年檜原地区農業集落排水処理施設竣工
8月	駅北駐車・駐輪場オープン
9月	市制施行50周年
	観光情報センターオープン
10月	加里屋交通広場(いきつぎ広場)完成
11月	赤穂城跡本丸厩口門復元完成
12月	新図書館竣工 2002年(平成14年)3月3日開館
2002年(平成14年) 2月	熊本県山鹿市と姉妹都市提携
3月	赤穂城跡水手門船着場突堤復元完成、花見広場整備完成
	加里屋まちづくり会館完成
4月	学校完全週5日制の実施
8月	住民基本台帳ネットワークシステム開始
9月	旧図書館リニューアル整備完了(青少年育成センター、市史編さん室の配置)
	赤穂城跡本丸庭園・二之丸庭園が旧赤穂城庭園として国の名勝指定
12月	小島下水処理場竣工
2003年(平成15年) 1月	豆田正明市長就任
	市民病院電子カルテ稼働
3月	ごみ処理施設排ガス高度処理施設整備工事完成
	赤穂城跡大手門枡形復元完成
8月	住民基本台帳カードの交付開始
	国史跡赤穂城跡の三之丸外堀の一部が史跡に追加指定
10月	有年診療所開設
11月	赤穂市・上郡町合併協議会設置
2004年(平成16年) 3月	花岳寺門前広場整備完成
7月	市役所窓口業務を午後6時までに時間延長
9月	台風21号による床上浸水等の被害
10月	リサイクル施設運転開始
	ごみの収集を5種から8種分別に変更
11月	舟入跡広場整備完成

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

赤穂市の歩み

2005年(平成17年) 1月	島田土地区画整理組合設立
2月	野中・砂子土地区画整理組合設立
	市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分Ver.4.0」認定
3月	市民参加に関する条例制定
	情報公開条例制定
	個人情報保護条例制定
	赤穂駅前大石神社線(お城通り)整備完成
	総合体育館大規模改造工事完成
6月	市民病院が公立豊岡病院と姉妹病院提携
10月	市内循環バス「ゆらのすけ」運行開始
2006年(平成18年) 3月	赤穂市ハザードマップ全戸配布
4月	指定管理者制度導入
	地域包括支援センター開設
	電子申請サービス運用開始
5月	「赤穂安全・安心ステーション」創設
	県道周世尾崎線(尾崎トンネル)開通
6月	「みまわりくん」青色回転灯防犯パトロール開始
	市民病院が県立淡路病院と姉妹病院提携
7月	市内循環バス「ゆらのすけ」高野ルート運行開始
10月	第61回国民体育大会「のじぎく兵庫国体」、剣道競技を市民総合体育館で開催
	郵便入札制度導入
	浜市土地区画整理組合設立
2007年(平成19年) 1月	市民病院が地域がん診療連携拠点病院に指定
6月	市民病院が三次市立三次中央病院と姉妹病院提携
9月	放課後子ども教室開始
	上郡町との合併の是非を問う住民投票実施
	第1回赤穂義士杯青少年柔道大会開催
10月	赤穂国際音楽祭2007開催
	赤穂市・上郡町合併協議会廃止
12月	坂越公民館増築・改造工事完成
2008年(平成20年) 3月	第1回近畿高等学校剣道選抜大会開催
	赤穂城跡二之丸庭園表門復元完成
4月	赤穂ふるさとづくり寄付金スタート
7月	赤穂観光大使委嘱開始
8月	第1回赤穂とれたて朝市開催
10月	塩屋公民館増築・改造工事完成

2009年(平成21年) 3月	赤穂城跡二之丸庭園大石頼母助屋敷門復元完成
12月	東備西播定住自立圏形成協定締結
2010年(平成22年) 1月	市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分Ver.6.0」認定
3月	赤穂城跡二之丸庭園西仕切門復元完成
4月	(財)文化とみどり財団発足(文化振興財団と公園施設管理協会の合併) 赤穂市消防団本部に女性部設置
11月	市民病院新電子カルテシステム稼働
12月	総合計画策定「人が輝き 自然と歴史・文化が薫る やさしいまち」
2011年(平成23年) 3月	東有年浄水場完成
4月	塩屋児童館開館
8月	コンピューターによる戸籍事務の運用開始
9月	市制施行60周年 赤穂観光マスコットキャラクター「陣たくん」誕生
10月	災害時緊急速報「エリアメール」配信開始
11月	有年考古館リニューアルオープン 第1回赤穂シティマラソン大会開催
12月	義士モニュメントサイン からくり時計「義士あんどん」完成
2012年(平成24年) 2月	スポーツ都市宣言 東備西播定住自立圏圏域バス運行開始
4月	赤穂地区体育館竣工 赤穂市防災情報ネット運用開始
10月	ル・ボン国際音楽祭2012赤穂国際音楽祭・姫路国際音楽祭共同開催開始
12月	忠臣蔵ウィークスタート
2013年(平成25年) 3月	消防救急デジタル無線運用開始
4月	水道料金等コンビニエンスストア収納開始 赤穂元禄スポーツセンター供用開始
8月	第1回赤穂市「いじめ・暴力追放」市民大会開催
9月	市議会本会議映像インターネット配信開始
10月	電子図書館開館
11月	兵庫県南部ドクターヘリ運航開始
2014年(平成26年) 1月	「忠臣蔵」終巻発刊
3月	休日臨時窓口開設(3月末、4月初頭)
4月	赤穂東児童館開館 有年ポンプ場完成
8月	第1回東京あこうのつどい開催
10月	市民病院救急ワークステーション試行運用開始
12月	市民病院が地域医療支援病院に承認

2015年(平成27年) 1月	明石元秀市長就任
	市民病院が日本医療機能評価機構「審査体制区分3rdG Ver1.0」認定
2月	恋人の聖地モニュメント除幕式
3月	尾崎ふれあいロード完成
4月	高齢者見守りネット事業協定書調印式
5月	第1回赤穂市総合教育会議開催
	赤穂海浜スポーツセンター供用開始
7月	市民病院が大和高田市立病院と姉妹病院提携
8月	市民病院透析患者移送サービス開始
10月	高齢者等ごみ出し支援事業開始
12月	播磨圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約締結
2016年(平成28年) 3月	坂越大橋開通
	高機能消防指令システム運用開始
	みなとひろば完成
4月	赤穂防災士の会設立
	赤穂すこやかセンター業務開始
	乳幼児一時預かり事業開始
6月	防災行政無線運用開始
7月	Facebook運用開始
	デマンドタクシー運行開始
8月	国立研究開発法人産業技術総合研究所が「赤穂コールドロン」の存在発表
9月	お試し暮らし住宅開設
	第1回赤穂市長杯少年サッカー大会開催
12月	赤穂城跡二之丸庭園部分公開開始
2017年(平成29年) 4月	障がい者基幹相談支援センター業務開始
	クレジットカードによる納税取扱開始
8月	市民病院新館オープン
9月	第1回赤穂市伝統文化祭開催
10月	JR有年駅自由通路供用開始
2018年(平成30年) 1月	県立赤穂高等学校と包括的連携協定締結
4月	赤穂市民病院第二期構想グランドオープン
	市立幼稚園での3歳児保育試行開始
	赤穂市子育て世代包括支援センターえるふぁルーム業務開始
5月	北前船寄港地として坂越の文化財が日本遺産に追加認定
6月	都市計画道路野中・浜市線開通
7月	「忠臣蔵」浮世絵データベース運用開始



9月	「あこうの空家手帖」発行
	クラウドファンディング応援事業開始
2019年(平成31年) 1月	牟禮正稔市長就任
4月	防災公園「野中・砂子公園」供用開始
	関西福祉大学とスポーツ振興に関するパートナーシップ協定締結
(令和元年) 5月	「『日本第一』の塩を産したまち播州赤穂」のストーリーが日本遺産に認定
6月	病児・病後児保育事業開始
8月	市政特別アドバイザー創設
10月	NET119緊急通報システム導入
11月	赤穂市公式LINE開設
2020年(令和2年) 3月	(株)みなと銀行と包括的連携協定締結
	兵庫県警と児童虐待事案に係る連携に関する協定締結
4月	有年土地区画整理事業地区内における国道2号バイパス横断地下道供用開始
7月	アース製菓(株)と包括的連携協定締結
8月	(株)モンバルと包括的連携協定締結
	大塚製菓(株)と包括的連携協定締結
11月	総合計画策定「自然と歴史に育まれ 笑顔と希望あふれる 活力のあるまち」
12月	水道水源保護条例制定

序  
論

基本  
構想

基本  
計画

資料  
編

赤穂市の歩み

# 2030赤穂市総合計画

制作 兵庫県赤穂市

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

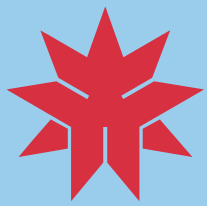
TEL:0791-43-3201 (代表) FAX:0791-43-6892

URL:<http://www.city.ako.lg.jp/>

編集 市長公室 企画政策課 政策担当

発行 2021年(令和3年)3月





# 2030 赤穂市総合計画

